

令和元年5月29日開催

令和元年度
燕市農業委員会第1回農地部会
会議録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第1回農地部会 会議録

1. 開催日時 令和元年5月29日(水曜日)
午前9時30分～午前11時00分
2. 開催場所 燕市役所 101会議室
3. 出席委員(12名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	12番 大久保政博	25番 佐藤 信一
4番 渡邊美代子	13番 山上 忠	26番 遠藤 忠夫
8番 笠原 久幸	15番 伊藤 均	28番 澤口 義明
4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 9番 廣野 和夫
欠員 0名
5. 会議日程
 - (1) 開 会
 - (2) 部会長あいさつ 大久保部会長
 - (3) 協議事項
 - ①農地パトロールの実施について
 - ・令和元年度「農地パトロール月間」実施要領(案)について
 - ・現地確認用図面について
 - ②前期農地パトロールの実施日について
 - (4) その他
 - (5) 閉 会
6. 委員会からの出席

会長 本井 佐登志
会長職務代理 和田 正春
出席した事務局員
局長 志田 晃
主事 塚田 真之

7. 部会議長

大久保 政博 (農地部会長)

8. 会議の概要

以下のとおり

大久保部会長 (議長)	これより、第1回農地部会を開催します。 前期農地パトロールについて協議を進めてまいります。 まず、令和元年度「農地パトロール月間」実施要領(案)について、事務局から説明を求めます。
事務局	<実施要領内容読み上げ> このことについて、ご意見はございませんか。
和田代理	過去に燕市で、農地パトロールで発見した遊休農地に対する固定資産税の課税強化の事例はあるか。
事務局	固定資産税の課税強化は、利用意向調査後、農地中間管理機構との協議の勧告を行った農地に対してなされることとなっております。現在までに市内で課税強化を行った事例はございません。
和田代理	昨年の農地パトロールで利用意向調査を行った中で、農地中間管理機構との協議の勧告をされた農地はあるか。
事務局	昨年の農地パトロールで利用意向調査を行った農地については、今年8月に現地を再確認し、利用意向調査の回答どおりになっていない場合に勧告を行う流れとなっております。
和田代理	再確認する農地については事前に教えてもらえるのか。
事務局	対象農地の一覧をお渡しする予定です。
大久保部会長 (議長)	固定資産税の課税強化が遊休農地対策として効果があるとはあまり思えない。
事務局	事務局としても、農家への負担となることなのでなるべく課税強化とならないよう、意向どおりの取組や、意向を変更するよう指導することで対応したいと考えています。
金山委員	指導をしても全く聞いてもらえない場合もある。そのときには課税強化の判断もやむを得ないのではないか。
事務局	その場合には農地の現状によってはB分類、非農地化もあり得るものと思います。

金山委員	国上地区のような場所であれば分かるが、八王寺地区のような平場でもB分類の判定ができるのか。
事務局	平場であっても林野化し重機を使わないと復元できないような農地についてはB分類判定に相当すると考えています。
金山委員	農地パトロールの実施内容に2-⑥利用権設定等農地の利用状況の確認とあるが、どういうことか。
事務局	農地法3条の許可要件である全農地利用要件を満たしているかの確認です。
金山委員	パトロール時に利用権設定に関する資料をもらえるのか。
事務局	遊休農地発見時にその農地の利用権等の状況を確認し、その後に指導を行うこととなりますので、利用権設定について特に資料等はお渡ししません。
大久保部会長 (議長)	転作配分廃止に伴い地主に返した農地が多かったと思うが、遊休農地の問題として出てきているのか。
事務局	事務局としては把握していません。
和田代理	大久保部会長指摘の問題は、国の減反政策によるものだから、農業委員として目配りはしているが、遊休農地化のおそれがある農地に事前に耕起等を働きかけるのはどうかと思う。農業委員から上から目線ではいけない部分がある。
本井会長	4-(2)-ウ実施体制の中に農業委員OBや農業団体の他に「関係部局」という文言を入れてほしい。農地パトロールについては農政課からも関わってもらいたい。
事務局	同文章の下部に「市農政課や農業団体とも協力して実施すること」と入っています。また、返答はもらっていませんが、農政課へ働きかけているところでもあります。
和田代理	農地中間管理機構との協議の勧告をすると、その後については機構が対応してくれると考えてよいか。

事務局	<p>その通りですが、もともと耕作者を見つけられなかった農地の場合、2年経過すると農地が機構からそのまま返ってくるようになります。そのような事務を増やすよりも、勧告に至る手前で意向どおりの取組や意向の変更を促す指導に重点を置くことが有効であると考えています。</p>
渡辺委員	<p>4-(3)について、日常的に「意向表明から6ヶ月の期限以後、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告する旨」説明をする必要があるのか。</p>
事務局	<p>渡辺委員ご指摘の文言については、p.18 利用意向調査様式に含まれておりますので、そのような説明を都度してもらう必要はありません。</p>
本井会長	<p>4-(3)について、「日常的農地パトロールの状況について、毎月の総会、農地部回答で報告を行い、課題の共有を図るものとする」とあるが、総会等の業務が煩雑になるのではないか。</p>
事務局	<p>会長ご指摘の点については、日常の範囲内で地域の農地に目配りをしてもらい、何か問題があったときのみ必要に応じて報告をしてもらいたいと考えています。</p>
和田代理	<p>5-(5)注意点①について、「非農地の判断については、相続税・贈与税納税猶予、農業者年金、土地改良賦課金等にも影響を及ぼすことから」とあるが、どのような影響があるのか。</p>
事務局	<p>当該農地を非農地とした場合には、農振除外、納税猶予の確定、農業者年金経営移譲年金の停止、土地改良賦課金の決裁金の発生等が考えられます。他市町村で、そのような条件付きの農地を非農地にしたという事例は確認できていません。</p>
原田委員	<p>そのような影響は農家に対し非常に不利に働くので、非農地判断は好ましくないと思う。</p>
事務局	<p>基本的には農家から申請があってから、非農地化に向けて動いていくことになります。また、農地台帳から外しても登記地目が変わらなければ農地法の対象から外れませんので、その点について</p>

	ては所有者への指導が必要と考えます。
大久保部会長 (議長)	その他に実施要領についてご意見ありませんか。 (意見なし)
事務局	本年の前期農地パトロール実施時に、昨年のパトロール対象農地一覧と農地利用意向調査対象農地一覧を配布するという事によろしいでしょうか。
大久保部会長 (議長)	問題ありません。 続いて、現地確認用図面について、事務局から説明を求めます。
事務局	農地パトロール時に使用する図面についてですが、本年は航空写真に地番を振ったものをパトロール実施期日までに用意いたします。
金山委員	いつ時点の写真で、大きさはどのくらいのものなのか。
事務局	今回、図面を航空写真にして地番を振るとするのは初めての試みで、航空写真の撮影のタイミングと合わなかったため、1～2年前の写真になります。大きさはA1版です。
遠藤副部会長	10月の現地確認時点で、図面に前期農地パトロールの情報を入れられるか検討してほしい。
事務局	検討いたします。
大久保部会長 (議長)	次に②前期農地パトロールの実施日について、重点農地パトロール旧市町3地区に分かれ実施するものとし、実施時期については3地区共に7月中に実施することによろしいでしょうか。 (異議なし)
大久保部会長 (議長)	また、各地区のパトロールの責任者について、部会長の専決により指名いたします。 燕地区は、遠藤忠夫副部会長にお願いをいたします。 吉田地区は、早渡秀夫委員にお願いをいたします。 分水地区は、大久保が担当をいたします。 各地区のパトロール実施日については各責任者のもと決定し、

	事務局に報告をお願いします。
早渡委員	日程については5月総会終了後の決定でもよいか。
事務局	5月総会后、農地中間管理事業の特別研修会があり、その後であれば構いません。
大久保部会長 (議長)	次回の農地部会開催については、農地パトロール実施後の検討会を開催した後、8月上旬に開催したいと思いますのでよろしくお願い致します。最後に副部会長からあいさつをお願いします。
遠藤副部会長	農地パトロールは農業委員会の大事な仕事です、日頃から農地に目配りしていただいて、スムーズにパトロールが実施できるよう、ご協力をお願いします。本日はありがとうございました。
大久保部会長 (議長)	以上をもちまして、本日の日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第1回農地部会を閉会致します。
	(終了時刻 午前11時00分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元 年 5 月 29 日

農地部会部会長

大久保 政博

農業委員会長

本中 作登志
